

Vol.38 「所変われば品変わっていい？」

WIPO 事務局長補 夏目 健一郎

1. ご当地ルール？

世界各地で様々な文化があり、習慣、規則もそれぞれである。これは日本国内においても同様である。エスカレーターは今では二列に並んで利用することが薦められているが、片側に並んで立ち、反対側を歩いていく人が進んでいくことがある。この並ぶ側が関東と関西では逆である。エスカレーターの場合は、周りの人を見てそれに倣うということである程度の対応はできようが、場所が変わっても対応が変わらない方が便利である。

一つの例が信号である。赤は止まれ、黄色は注意、緑（青）は進んでよいのだが、これは世界共通である¹。確かに別の国に行ったら緑が止まれを意味する、ということであれば混乱してしまう。

2. 標準

このように共通のルールがあると何かと便利であり、信号の例にとどまらず世の中には多くの共通ルール（標準）が存在する。オンラインで音楽を聴く際によく用いられるMP3、動画圧縮のMP4、写真など静止画圧縮のJPEGなどはもはや意識することなく日常生活に溶け込んでいる。ビジネスの観点からは自社（自国）の技術をいかに国際標準にまで持っていかれるかという国際標準戦略の重要性が指摘されて久しい²。

また標準に必須な特許技術をどのようにライセンスするかという観点もよく問題になる。公正、合理的、かつ非差別的な（Fair, Reasonable And Non-Discriminatory: FRAND）条件でライセンスをすることが指摘されるが、何が公正で合理的かというところは解釈、議論の余地もあろう。

3. WIPOスタンダード

国際標準戦略、標準特許をめぐる話題は非常に興味深いのであるが、今回は、少し視点を変えてWIPOで策定された標準について紹介したい。国際標準といえば、ISO（国際標準化機構）、IEC（国際電気通信会議）、そしてITU（国際電気通信連合）といった機関

を思い浮かべる方が多いかと思われるが、WIPOでも知的財産に関する標準を扱っている。

(1) 国名コード³ (ST.3)

WIPOが運用している標準の最たる例としては、日本をJP、アメリカをUSなどのように各国をアルファベット二文字で表記するコードである。何もWIPOで決めなくても既に世界標準があるのではという声も聞こえてきそうであるが、事実、ISOで策定された標準がすでに存在する（ISO 3166-1⁴）。ではなぜWIPOでも、ということであるが、WIPOでは加盟国だけでなく、欧州特許庁（EPO）などの地域機関も手続きをすることがあるので、これらもカバーする必要がある。したがって、ISO標準をベースとしつつ、追加的に独自に必要な機能についてもコードを割り当てている。例えば欧州特許庁のEPOがEPといった具合である。ちなみにWIPOにもコードが割り当てられており、WOである。

(2) 遺伝子配列等⁵ (ST.26)

人間の体の中ではDNAの遺伝情報を用いて、タンパク質が合成される。DNAはヌクレオチドと呼ばれる物質を基本構成単位として成り立っている。また、タンパク質はアミノ酸と呼ばれる物質が基本構成単位である。バイオテクノロジーの分野ではDNA、RNA、アミノ酸に関する特許出願もなされるが、これらはアミノ酸やヌクレオチドの配列がカギである。そして、この配列は通常「とても」長い。仮にA4用紙に印刷すると、配列リスト部分が一つの段ボール箱に収まりきらないことすらある。したがって、ミスなく効率的に特許出願に配列情報を盛り込み出願したい。さらに、特許出願を審査する各国知的財産庁においても、効率的に扱いたい。またこのような配列情報は特許出願だけではなく、データベース上で研究者の間でも共有、参照されることが求められる。

このような様々な要望に応えるために、WIPOでは特許出願における遺伝子配列等のICT技術の進展を

踏まえた新しい標準を策定した⁶。2022年7月1日から運用が開始されたこの標準は、配列を汎用性の高い電子的フォーマットであるXMLで扱うようにし、各国知財庁などでも統一的に処理できるようになっている。更に、この標準に準拠して特許出願書類（データ）を簡単に作成できるようにするソフトウェア、また出願がこの標準の要件を満たしているかを検証するソフトウェアを開発し、無料で公開している⁷。

運用開始後、2022年の下半期に世界各国で3万6,000件以上の特許出願がこのフォーマットで出願され、早速各国のバイオ関係者が利用している。日本語で行ったウェビナーのビデオもご覧いただけるので、ご関心があればアクセスしていただきたい⁸。

(3) API (Application Programming Interface) (ST.90)

APIとは、ソフトウェア（アプリケーション）の間で手続きを自動的に行う方法である。例えば、お店のウェブサイトにも地図サイトの最新の地図を自動的に掲載する（自社のサーバが地図サイトのサーバから最新地図情報を自動的に得て表示する）といった具合である。

知的財産の世界でも各国知財庁のシステムの間でデータをやり取りする場合に、共通の手続きがあればきわめて便利であることは言うまでもない。各国に膨大なデータが存在する状況において、これを世界中でいかに活用しやすくするか（interoperabilityを向上させるか）ということはWIPOとしても重要であると考えている。

APIを使って、他の知財庁やビジネス関係者が提供するアプリケーションを簡単に利用できるようになれば効率的である。APIについては、現在進行形で加盟国等とタスクフォースを作って議論をしているが、その活用例、今後の可能性などについて集中的に議論をする場合、WIPO API Day 2023として設けた。既に会合は終了しているが、プレゼンテーション資料、当日のビデオなどはウェブサイトからご覧いただけるので、ご関心があればご覧いただきたい⁹。

4. 所変わっても品変わらない？

画像や音声の標準のおかげで再生デバイスやプラットフォームが異なっても写真やビデオを簡単に再生できる。知的財産の世界でも様々な標準、フォーマットが存在し、そのおかげで国やシステムの違いを意識することなくデータをやり取りできる。普段データベースを利用して検索したり、出願書類を作成して提出する際には、毎回意識することはないかもしれない。逆に意識しなくてよいからこそ、その意義があるともいえよう。そんな縁の下の力持ちのようなWIPO標準¹⁰。所変われば品変わらず、といった世界を目指し、静かに、しかし確実に役に立っていると確信している。

¹ <https://jaf.or.jp/common/kuruma-qa/category-drive/subcategory-sign/faq166>

² <https://www.nira.or.jp/paper/monograph30.pdf>

³ 国、その他、および国際機関の表記に関する二文字コード（Two-letter codes for the representation of states, other entities and organizations <https://www.wipo.int/export/sites/www/standards/en/pdf/03-03-01.pdf>）

⁴ <https://www.iso.org/obp/ui/#iso:std:iso:3166-1:ed-4v1:en>

⁵ <https://www.wipo.int/export/sites/www/standards/en/pdf/03-26-01.pdf>。日本国特許庁が作成した非公式の日本語版は、<https://www.wipo.int/export/sites/www/standards/ja/pdf/03-26-01-ja.pdf>。

⁶ WIPO標準ST.26の適用開始に関するアナウンスおよび関連情報（ページの下の方にあり）https://www.wipo.int/pct/ja/news/2022/news_0039.html

⁷ <https://www.wipo.int/standards/ja/sequence/index.html>

⁸ https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=65789

⁹ WIPO API Day 2023 https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=76392

¹⁰ すべてのWIPO標準の一覧はこちら。https://www.wipo.int/standards/en/part_03_standards.html

NATSUME, Ken-Ichiro (WIPO 事務局長補)

日本国特許庁にて審査官、審判官としてエレクトロニクス、コンピュータ関連の審査、審判業務に携わる。その間、カリフォルニア工科大学客員研究員、特許庁国際課、総務課、調整課審査基準室、外務省経済局、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部などにおいて、特許行政、国際交渉にも従事。2012年にWIPO日本事務所長に就任し、PCT国際協力部長、PCT法務・国際局上級部長を経て、2021年1月から現職。